

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画の変更（四件）……………一
- ………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部交通企画課・街路計画課）…
- 東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定の一部解除……………二
- ………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
- ………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止……………四
- ………（福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課）…
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定……………四
- ………（同）……………四

### 告示（選）

- 政治団体の届出……………五
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………七
- 政治団体の解散の届出……………〇
- 資金管理団体の指定の届出……………三
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………四
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………六
- 警備業法による行政処分についての公開の聴聞……………八

### 告示（公）

- 警備業法による行政処分についての公開の聴聞……………八

### 公 告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………
- ………（主税局課税部課税指導課）……………六
- 開発行為に関する工事完了……………
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………六
- ………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………六

### 告 示

#### ●東京都告示第千八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用途地域

第一種住居地 削除する部分

江戸川区南小岩七丁目地内

変更する部分

練馬区高野台三丁目地内

近隣商業地域

削除する部分

江戸川区南小岩七丁目及び船堀四丁目各地内

商業地域

追加する部分

江戸川区南小岩七丁目及び船堀四丁目各地内

変更する部分

江戸川区南小岩六丁目及び南小岩七丁目各地内

削除する部分

江戸川区船堀四丁目地内

変更する部分

港区三田五丁目地内

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十階北側）並びに港区役所、練馬区役所及び江戸川区役所

#### ●東京都告示第千八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画都市高速鉄道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画都市高速鉄道

第六号線

変更する部分

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十階北側）

#### ●東京都告示第千八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二

項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画都市高速鉄道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画都市高速鉄道

追加する部分  
東急電鉄大井町線

品川区豊町二丁目、豊町三丁目、戸越五丁目及び戸越六丁目各地方内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第千八百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により三鷹都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

三鷹都市計画道路

追加する部分  
三・四・二十号西調布境橋線  
三鷹市大沢一丁目及び大沢二丁目各地方内

削除する部分

三鷹市大沢一丁目、大沢二丁目、大沢四丁目、大沢五丁目及び野崎四丁目各地方内

変更する部分

三鷹市大沢一丁目、大沢二丁目、大沢三丁目、大沢四丁目、大沢五丁目、野崎三丁目、野崎四丁目、深大寺一丁目、深大寺二丁目、深大寺三丁目、井口三丁目及び井口四丁目各地方内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第千八百四十四号

東京都建築安全条例(昭和二十五年東京都条例第八十九号)第七条の三第一項の規定に基づき、平成二十七年東京都告示第千四百五十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、次のとおり告示する。

なお、関係図書は、都市整備局市街地建築部に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

区市 一部の指定を解除する区域

江戸川区 南小岩七丁目地内

●東京都告示第千八百五十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしな

ければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十月十日

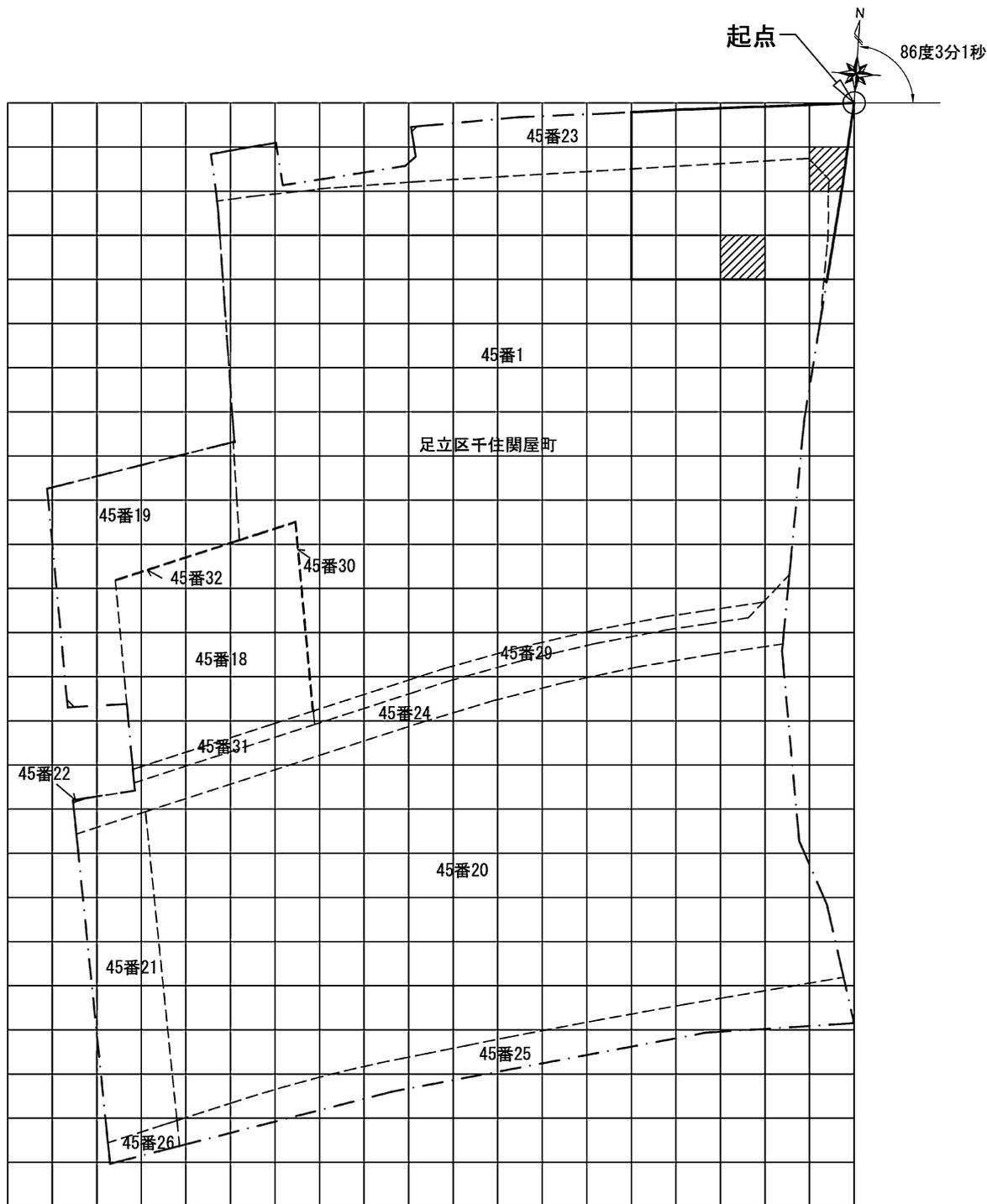
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区千住関屋町地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

-  形質変更時要届出区域
-  単位区画
-  筆境界
-  調査対象地
-  敷地境界

【起点】

起点は、足立区千住関屋町45番23の最北端とする。

【格子の回転角度（86度3分1秒）】

格子の回転角度は起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の二十四第四項の規定に基づく届出があったので、法第二十一条の五の二十五及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第二百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

指定障害児通所支援事業者  
サービスの種類 放課後等デイサービス  
廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人裕	ロゼット	武蔵野市境1-4-5	令和5年7月31日

●東京都告示第千八十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第二十一条の五の二十五及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第二百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

## 指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社こどもの森	まなびの森キラリ亀戸	江東区亀戸7-10-1	令和5年8月1日
株式会社スピークラボ	ことばの森annex	目黒区自由が丘2-20-14	同日
株式会社学研ココファン・ナーサリー	クロッカ六郷	大田区南六郷2-5-7	同日
株式会社tai-tan	HITONOWA南大泉教室	練馬区南大泉4-52-16 森下ビル1階	同日
Miraio株式会社	放課後等デイサービス ウィズ・ユークめぐわ	東村山市栄町2-40-32 シュークル久米川2階	同日
株式会社ネクサス・克蘭	ハートキッズ小金井	小金井市東町5-23-18	同日
株式会社つばさ	児童発達支援 ありんこみらい	福生市加美平2-19-8 島田第7マンション1階	同日

サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社tai-tan	HITONOWA南大泉教室	練馬区南大泉4-52-16 森下ビル1階	令和5年8月1日
Miraio株式会社	放課後等デイサービス ウィズ・ユークめぐわ	東村山市栄町2-40-32 シュークル久米川2階	同日
株式会社ネクサス・克蘭	ハートキッズ小金井	小金井市東町5-23-18	同日
株式会社フрамिंग	放課後等デイサービス イッピー!	福生市加美平3-34-5 島田ビル1階	同日

## 告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六  
 条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によること  
 とされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があ  
 ったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称  
 等を次のとおり公表する。

令和五年十月十日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
自由民主党東京都第二十六選挙区支部	今岡 植	佐藤 利也	目黒区洗足2-18-5	R5. 5. 9	○	衆議院議員
自由民主党東京都第二十七選挙区支部	黒崎 祐一	川畑 博	中野区本町4-48-10	R5. 5. 25	○	衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
参政党 東京城東支部連合会	吉田 利也	竹内 ちあ	港区麻布台2-2-12	R5. 5. 31	○
参政党 東京第9支部	伊東 雅彦	剣持 美貴	港区麻布台2-2-12	R5. 5. 25	○
参政党 東京都城西支部連合会	吉川 公滋	西 智美	港区麻布台2-2-12	R5. 5. 24	○
参政党 東京都城北支部連合会	飛高 祥吾	渡邊 由里子	港区麻布台2-2-12	R5. 5. 30	○
自由民主党東京都北区第二十一支部	仲田 瑞季	榎本 喜政	北区西ヶ原1-29-9	R5. 5. 29	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
荒木てつ後援会	鈴木 悦夫	内山 高一	狛江市猪方3-37-5	R5. 5. 30
イノ連	川邊 健太郎	川邊 健太郎	渋谷区恵比寿4-27-4	R5. 5. 25
時代を遡る歴史教育への転換を図る会	杉本 孝	杉本 孝	渋谷区笹塚3-18-2	R5. 5. 11
全人類共存党	井上 大輔	井上 夕子	北区滝野川1-93-5	R5. 5. 15
玉井ひろし後援会	浦 信夫	玉井 はつ子	西多摩郡日の出町平井2234-6	R5. 5. 22
日越親善協会	松永 秀	松永 秀	北区志茂2-59-5	R5. 5. 16
日本共産党村石まい子後援会	藤原 幸雄	内藤 和夫	大田区西蒲田6-34-7	R5. 5. 11
労働者党	関根 浩	関根 賢三	足立区平野1-4-1	R5. 5. 8

## 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党港総支部	池田 武	主たる事務所の所在地	港区赤坂6-7-14	港区高輪4-14-7	R5. 5. 16
		代表者の氏名	池田 武	杉本 豊敬	R5. 5. 16
参政党 東京第1支部	高城 順	代表者の氏名	高城 順	吉川 公滋	R5. 5. 24
参政党 東京第10支部	安田 伸	代表者の氏名	安田 伸	江崎 早苗	R5. 5. 19
		会計責任者の氏名	青野 みち代	安田 伸	R5. 5. 19
参政党 東京第11支部	成平 誠二	会計責任者の氏名	上田 三紀	市川 弘一郎	R5. 5. 1
参政党 東京第15支部	奥本 桂也	代表者の氏名	奥本 桂也	吉田 利也	R5. 5. 22
		会計責任者の氏名	富岡 尚士	比嘉 光啓	R5. 5. 22
参政党東京第20支部	齊藤 利幸	代表者の氏名	齊藤 利幸	赤荻 克一郎	R5. 5. 19
参政党 東京第28支部	鈴木 賢三	政治団体の名称	参政党 東京第28支部	参政党 東京第四支部	R5. 5. 24
		代表者の氏名	鈴木 賢三	飛高 祥吾	R5. 5. 24
自由民主党東京都荒川区第六支部	嶺山 知尚	主たる事務所の所在地	荒川区西尾久6-32-12	荒川区西尾久3-20-3	R5. 5. 8
自由民主党東京都葛飾区第二十支部	伊藤 義典	会計責任者の氏名	伊藤 幸生	増井 英昭	R5. 5. 15
自由民主党東京都第五選挙区支部	若宮 健嗣	主たる事務所の所在地	世田谷区太子堂4-6-1	目黒区八雲1-3-4	R5. 4. 28
自由民主党東京都中央区第二十六支部	富永 一	主たる事務所の所在地	中央区日本橋3-1-16	中央区日本橋本町1-9-7	R5. 3. 1
自由民主党東京都八王子市第三十六支部	西室 真希	会計責任者の氏名	花上 均	保立 允	R5. 5. 25
立憲民主党東京都参議院選挙区第1総支部	齊藤 蓮舫	主たる事務所の所在地	世田谷区下馬2-20-2	目黒区柿の木坂3-11-4	R5. 5. 10
立憲民主党東京都第5区総支部	手塚 仁雄	主たる事務所の所在地	世田谷区下馬2-20-2	目黒区柿の木坂3-11-4	R5. 5. 10

## 2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
天野雄太後援会	天野 雄太	主たる事務所の所在地	大田区久が原6-12-7	大田区鶴の木3-2-17	R5. 5. 22
伊藤義典後援会	伊藤 義典	会計責任者の氏名	伊藤 幸生	増井 英昭	R5. 5. 15

●東京都選挙管理委員会告示第百二十号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七

条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年十月十日

東京都選挙管理委員会

今岡うえき後援会	今岡 植	主たる事務所の所在地	目黒区洗足2-18-5	目黒区中目黒1-1-17	R5. 5. 1
		会計責任者の氏名	佐藤 利也	今岡 植	R5. 5. 9
上田ひでまろ後援会	上田 秀麿	会計責任者の氏名	上田 秀麿	上田 鼓十麿	R5. 5. 15
江戸川みんなの会	榎 秀行	主たる事務所の所在地	江戸川区中葛西5-41-17	江戸川区南葛西4-21-3	R4. 9. 1
おぎのあやか後援会	荻野 綾香	主たる事務所の所在地	品川区大井5-16-10	品川区大井1-6-3	R5. 5. 1
改革中道政党を支援する会	井上 徹	主たる事務所の所在地	千代田区隼町3-19	千代田区隼町1-19	R5. 5. 29
輝く世田谷を創る会	内藤 俊彦	主たる事務所の所在地	世田谷区新町1-35-12	世田谷区三宿1-14-8	R5. 5. 4
鬼頭あきゆき後援会	鬼頭 昭行	主たる事務所の所在地	荒川区荒川3-75-1	荒川区荒川6-20-15	R5. 5. 9
黒崎ゆういち後援会	黒崎 祐一	主たる事務所の所在地	中野区本町4-48-10	港区港南2-4-7	R5. 5. 24
		国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R5. 5. 24
		公職の種類(第一号)	衆議院議員		R5. 5. 24
		公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	黒崎 祐一、衆議院議員		R5. 5. 24
江東区新時代の会	木村 弥生	代表者の氏名	木村 弥生	木村 勉	R5. 5. 1
		会計責任者の氏名	米田 真澄	佐久間 富美子	R5. 5. 1
行動する堀切笹美後援会	堀 伸行	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R5. 1. 1
高德会	渡辺 秀高	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R4. 12. 1
国民健康家族の会	末吉 辰満	主たる事務所の所在地	大田区東糀谷2-8-7	大田区大森西6-13-23	R5. 5. 1
遡る歴史教育を実現する会	杉本 孝	政治団体の名称	遡る歴史教育を実現する会	時代を遡る歴史教育への転換を図る会	R5. 5. 29
佐藤公男励ます会	佐藤 公男	会計責任者の氏名	鍛冶本 健一	佐藤 公子	R5. 3. 1
杉並を良くする会	牧野 光洋	代表者の氏名	牧野 光洋	高柳 信男	R5. 4. 28
田代のぶゆき励ます会	田代 伸之	会計責任者の氏名	平野 繁幸	田代 和子	R5. 3. 1
手塚よしお後援会	手塚 仁雄	主たる事務所の所在地	世田谷区下馬2-20-2	目黒区柿の木坂3-11-4	R5. 5. 10
東京都神谷まさゆき後援会	永田 泰造	会計責任者の氏名	匂坂 光秀	植田 葉子	R5. 4. 28
東京都宅建政治連盟中野支部	石井 弘美	主たる事務所の所在地	世田谷区北沢2-35-2	中野区中野5-66-4	R5. 4. 27

		会計責任者の 氏名	酒井 一男	栗原 利久	R5. 4. 27
東京都宅建政治連盟文京支 部	新井 浩二	主たる事務所の 所在地	豊島区東池袋1-31-6	文京区本郷4-37-15	R5. 5. 1
東京都宅建政治連盟町田支 部	松永 磨章	主たる事務所の 所在地	立川市曙町2-32-2	町田市森野2-30-10	R5. 5. 8
東京都本田あきこ後援会	永田 泰造	会計責任者の 氏名	秦 千津子	菊池 且行	R5. 4. 28
東京都薬剤師連盟	小野 稔	会計責任者の 氏名	匂坂 光秀	有阪 捷子	R5. 4. 28
都区政策研究会	田中 豪	代表者の氏名	田中 豪	狩野 享右	R5. 5. 22
		会計責任者の 氏名	田中 みか	田中 豪	R5. 5. 22
トビタテ下村博文政経塾	吉原 健正	主たる事務所の 所在地	港区六本木6-12-4	港区三田5-8-8	R5. 5. 25
		会計責任者の 氏名	吉原 健正	塩田 直彦	R5. 5. 29
長坂康正政策研究会	佐々木 昭雄	会計責任者の 氏名	望月 秀伸	近藤 凱昭	R5. 3. 31
なかじま勝励ます会	中嶋 勝	会計責任者の 氏名	堀井 仁	堀内 一雄	R5. 5. 19
にしむろ真希後援会	長谷部 好昭	会計責任者の 氏名	花上 均	保立 允	R5. 5. 25
日本臨床検査技師連盟東京 都支部	中村 香代子	代表者の氏名	中村 香代子	後藤 清	R5. 5. 19
		会計責任者の 氏名	浄土 雅子	宮崎 直子	R5. 5. 19
橋本ゆき後援連盟	橋本 侑樹	会計責任者の 氏名	安藤 リチャード 正寛	橋本 博世	R5. 5. 1
初の女性区長と豊島を高め る会	片桐 昌英	主たる事務所の 所在地	豊島区池袋2-56-3	豊島区西池袋5-9-1	R5. 5. 9
兵藤ゆうこ後援会	兵藤 祐子	主たる事務所の 所在地	港区芝浦4-13-3	港区芝1-12-17	R5. 2. 16
		会計責任者の 氏名	森谷 裕珍	濱 八代子	R5. 4. 16
藤田みちこ励ます会	藤田 美智子	会計責任者の 氏名	酒井 弘	藤田 浩二	R5. 3. 1
松本文明後援会	河原井 守	会計責任者の 氏名	林 真弓	加納 嘉一	R5. 5. 15
丸山玲子を応援する会	丸山 玲子	主たる事務所の 所在地	江戸川区西瑞江3-22-7 9	江戸川区南篠崎町1-22- 2	R4. 4. 13
		会計責任者の 氏名	丸山 玲子	松村 尚和	R5. 3. 15
民間教育推進政治連盟	佐藤 剛司	主たる事務所の 所在地	中央区日本橋1-18-8	大田区蒲田5-26-8	R5. 5. 1
MELON本社社会活動委 員会	鈴木 勝	代表者の氏名	鈴木 勝	半田 真也	R5. 4. 16

		会計責任者の氏名	半田 真也	鈴木 勝	R5. 4. 16
もり愛後援会	乾 愛	政治団体の名称	もり愛後援会	都民ファーストの会もり愛後援会	R5. 5. 17
吉田まさとし後援会	吉田 政利	主たる事務所の所在地	三鷹市牟礼5-9-25	三鷹市牟礼2-11-17	R5. 5. 20

●東京都選挙管理委員会告示第百二十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七  
七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつた  
で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり  
表す。

令和五年十月十日

東京都選挙管理委員会

## 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都品川区第十五支部	本多 健信	R5. 4. 30
自由民主党東京都品川区第十八支部	田中 豪	R5. 4. 25
自由民主党東京都品川区第二十七支部	横山 由香理	R5. 3. 28
自由民主党東京都墨田区第三十五支部	神足 重治	R5. 5. 24
自由民主党東京都世田谷区第四十四支部	湯佐 吉宏	R5. 5. 10
自由民主党東京都文京区第十六支部	海老澤 敬子	R5. 4. 6
自由民主党東京都町田市第十一支部	長村 香織	R5. 3. 25
自由民主党東京都港区第三十六支部	黒崎 祐一	R5. 4. 30

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
明石市の子育て支援を狛江市にも	長橋 拓哉	R5. 5. 1
天沼明後援会	山下 望	R5. 5. 10
荒井ひろゆき後援会	石川 忠男	R5. 4. 24
いいじま和代を励ます会	飯島 和代	R5. 5. 3
五十嵐みさ後援会	五十嵐 みさ	R5. 4. 30
いそのしげお後援会	磯野 繁夫	R5. 4. 30
市瀬ひさ子友の会	市瀬 寿子	R5. 5. 1
遠田むねお後援会	遠田 宗雄	R5. 4. 30
大串ひろやす後援会	大串 博康	R5. 4. 23
大島実後援会	大島 実	R5. 4. 30

大田ひろしを励ます会	大田	博	R5.	5.	1
大畑おさむ励ます会	峯	弘光	R5.	5.	3
かいべとも子を励ます会	海部	智子	R5.	4.	30
岸田てつはる後援会	岸田	哲治	R5.	4.	30
木下ひろし後援会	木下	広	R5.	5.	3
小口としあき後援会	小口	俊明	R5.	4.	30
こすげ千保子後援会	小菅	千保子	R5.	4.	30
小浜智之後援会	小浜	智之	R5.	4.	24
近藤まさ子後援会	近藤	暢子	R5.	4.	30
佐竹としこ後援会	佐竹	敏子	R5.	4.	30
佐藤かつと後援会	佐藤	勝人	R5.	4.	30
さの久美子を励ます会	佐野	久美子	R5.	4.	30
島田としみつ後援会	島田	敏光	R5.	5.	1
杉本とよひろ後援会	杉本	豊敬	R5.	4.	30
鈴木えつお後援会	内山	高一	R5.	5.	18
高橋りょう子励ます会	高橋	良子	R5.	4.	30
武内忍後援会	武内	忍	R5.	5.	1
田中淳子後援会	田中	淳子	R5.	5.	1
東京鹿優会	初鹿	明博	R5.	3.	31
東政会(本多たけのぶ後援会)	小林	義和	R5.	4.	30
都民ファーストの会板橋区第一支部	平	慶翔	R4.	3.	31

中島賢治励ます会	中島 賢治	R5.	4.	30
難波英一を励ます会	難波 英一	R5.	5.	16
西上ただし励ます会	西上 忠	R5.	4.	30
西川みさほ励ます会	西川 美佐保	R5.	5.	17
西本かずや後援会	西本 和也	R5.	4.	30
浜中よしぞう友の会	濱中 由造	R5.	4.	30
平住ちかよし周恵会	平住 周恵	R5.	5.	16
広川えみこ後援会	広川 恵美子	R5.	4.	30
宮原よしひこ後援会	宮原 義彦	R5.	5.	29
武蔵野民主研究会	平住 周恵	R5.	5.	16
森田ちづよ後援会	久保田 一男	R5.	5.	1
山岸まち子を励ます会	山岸 真知子	R4.	12.	31
山本あけみと歩む会	山本 明美	R5.	5.	13

●東京都選挙管理委員会告示第百二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和五年十月十日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
井上 大輔	都議会議員	全人類共存党	北区滝野川1-93-5	R5. 5. 14
木村 弥生	区長	江東区新時代の会	江東区新大橋1-8-2	R5. 5. 1
黒崎 祐一	衆議院議員	黒崎ゆういち後援会	中野区本町4-48-10	R5. 5. 24
濱崎 真也	市長	国立らしくさらに住みよい街へ	国立市中1-16-73	R5. 5. 2
船橋 健吾	区議会議員	船橋けんご後援会	墨田区太平4-1-1	R5. 5. 8

●東京都選挙管理委員会告示第百二十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年十月十日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
阿部 力也	あべ力也後援会	公職の種類	都議会議員	区議会議員	R5. 5. 1
天野 雄太	天野雄太後援会	主たる事務所の所在地	大田区久が原6-1 2-7	大田区鶴の木3-2 -17	R5. 5. 22
乾 愛	もり愛後援会	政治団体の名称	もり愛後援会	都民ファーストの会 もり愛後援会	R5. 5. 17
今岡 植	今岡うえき後援会	主たる事務所の所在地	目黒区洗足2-18 -5	目黒区中目黒1-1 -17	R5. 5. 1
荻野 綾香	おぎのあやか後援会	主たる事務所の所在地	品川区大井5-16 -10	品川区大井1-6- 3	R5. 5. 1
末吉 辰満	国民健康家族の会	主たる事務所の所在地	大田区東糞谷2-8 -7	大田区大森西6-1 3-23	R5. 5. 1
関口 江利子	関口江利子とわくわく会議	公職の種類	区議会議員	都議会議員	R4. 12. 31
田中 豪	田中たけし後援会	公職の種類	区議会議員	都議会議員	R5. 4. 16
手塚 仁雄	手塚よしお後援会	主たる事務所の所在地	世田谷区下馬2-2 0-2	目黒区柿の木坂3- 11-4	R5. 5. 10
丸山 玲子	丸山玲子を応援する会	公職の種類	区議会議員	都議会議員	R4. 10. 15
		主たる事務所の所在地	江戸川区西瑞江3- 22-79	江戸川区南篠崎町1 -22-2	R4. 4. 13

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
飯島 和代	いいじま和代を励ます会	R5. 4. 30
五十嵐 みさ	五十嵐みさ後援会	R5. 4. 30
磯野 繁夫	いそのしげお後援会	R5. 4. 30
市瀬 寿子	市瀬ひさ子女の会	R5. 4. 30
遠田 宗雄	遠田むねお後援会	R5. 4. 30
大串 博康	大串ひろやす後援会	R5. 4. 23
大島 実	大島実後援会	R5. 4. 30
大田 博	大田ひろしを励ます会	R5. 4. 30
海部 智子	かいべとも子を励ます会	R5. 4. 30
岸田 哲治	岸田てつはる後援会	R5. 4. 30
木下 広	木下ひろし後援会	R5. 4. 30
小口 俊明	小口としあき後援会	R5. 4. 30
小菅 千保子	こすげ千保子後援会	R5. 4. 30
小浜 智之	小浜智之後援会	R5. 4. 24
近藤 暢子	近藤まさ子後援会	R5. 4. 30
佐竹 敏子	佐竹としこ後援会	R5. 4. 30

●東京都選挙管理委員会告示第百二十四号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 第十

九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年十月十日

東京都選挙管理委員会

佐藤	勝人	佐藤かつと後援会	R5.	4.	30
佐野	久美子	さの久美子を励ます会	R5.	4.	30
島田	敏光	島田としみつ後援会	R5.	4.	30
杉本	豊敬	杉本とよひろ後援会	R5.	4.	30
高橋	良子	高橋りょう子励ます会	R5.	4.	30
武内	忍	武内忍後援会	R5.	4.	30
田中	淳子	田中淳子後援会	R5.	5.	1
中島	賢治	中島賢治励ます会	R5.	4.	30
難波	英一	難波英一を励ます会	R5.	4.	30
西上	忠	西上ただし励ます会	R5.	4.	30
西川	美佐保	西川みさほ励ます会	R5.	4.	30
西本	和也	西本かずや後援会	R5.	4.	30
初鹿	明博	東京鹿優会	R5.	3.	31
濱中	由造	浜中よしぞう友の会	R5.	4.	30
平住	周恵	平住ちかよし周恵会	R5.	5.	16
広川	恵美子	広川えみこ後援会	R5.	4.	30
宮原	義彦	宮原よしひこ後援会	R5.	5.	29
山岸	真知子	山岸まち子を励ます会	R4.	12.	31

告示(公)

●東京都公安委員会告示第331号

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第7項、同法第23条第5項において準用する同法第22条第7項及び同法第42条第3項において準用する同法第22条第7項の規定による行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び警備業法第50条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和5年10月10日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 日時

令和5年10月17日（火曜日） 午前10時開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場

3 被聴聞者の住所及び氏名

荒川区町屋四丁目22番15-101号Sポイント 柳瀬 茂昭

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに  
おこし

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約

業者の指定を次のとおり取り消した。

令和五年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日  
名称 氏名 事業所の所在地  
大善石油 春谷 清 足立区梅田四丁目 令和五年七月  
株式会社 十二番十一号 三十一日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年十月十日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 申 明

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称

許可を受けた者の  
住所及び氏名

東村山市萩山町二丁目七番二 立川市錦町二丁目四番三号  
十八、同番二十九、八番四か 株式会社ライズウエル  
ら同番六まで、同番八及び同 代表取締役 渡邊 裕  
番十  
三鷹市大沢五丁目七百二十六 町田市森野一丁目三十四番  
番一 十号

西部ハウジング株式会社  
代表取締役 中村 暁史  
小平市学園東町三丁目二番二 武蔵野市吉祥寺北町一丁目  
十五 二十九番一号  
兼六土地建物株式会社  
代表取締役 鍵市 佳克

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見  
の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八  
条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項  
の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に  
供する。

令和五年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 Shibuya Sakura Stage S H I B U  
Y A サ イ ド (A 街 区)

イ 店舗所在地 渋谷区桜丘町百二十三番

ウ 設置者名 渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合

(二)ア 店舗名 Shibuya Sakura Stage S A K U R  
A サ イ ド (B 街 区)

イ 店舗所在地 渋谷区桜丘町百二十四番

ウ 設置者名 渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合

(三)ア 店舗名 (仮称) 晴海5-7街区選手村計画

イ 店舗所在地 中央区晴海五丁目二番

ウ 設置者名 三井不動産株式会社

(四)ア 店舗名 有楽町センタービル

イ 店舗所在地 千代田区有楽町二丁目五番一号

ウ 設置者名 株式会社朝日新聞社ほか二名

(五)ア 店舗名 新高円寺ツインビル

イ 店舗所在地 杉並区梅里一丁目七番七号

ウ 設置者名 鹿島建設株式会社ほか八名

(六)ア 店舗名 町田忠生ショッピングセンター30

イ 店舗所在地 町田市木曾西二丁目十七番二十一号

ウ 設置者名 株式会社尚山堂

二 東京都の意見の概要

ア	概要	一(一)から(六)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに、大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して意見なしとする。
イ	意見の通知日	令和五年九月二十六日
三	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
四	縦覧期間	令和五年十月十日から同年十一月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
五	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号(代)

郵便番号  
 113-0001

